

別添 1

千葉県道路公社飲料用自動販売機設置管理契約書

千葉県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、千葉県道路公社の施設等において、乙が設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置する自販機は、千葉県道路公社飲料用自動販売機設置事業者募集要項「6 設置条件（1）」に規定するものとする。

設置場所：銚子新大橋有料道路管理事務所駐車場
茨城県神栖市矢田部1207番地

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項に定める期間の満了する3カ月前までに、契約継続の意向を確認し、更新することが適当と判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、令和9年4月1日から最長4年を限度に契約を更新することができるものとする。

（貸付金及び使用料）

第3条 貸付金及び使用料は以下のとおりとする。

2 貸付金の額は、年額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

3 使用料の額は、年額 金8,800円とする。

なお、千葉県の手数料及び使用料条例が改定された場合、改定後の最初の年度から改定額に改めるものとする。

（貸付金及び使用料の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する請求書に基づき、指定された期日までに一括して前条に規定する貸付金及び使用料を納入するものとする。

2 甲は、第13条第1項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の貸付金及び使用料を乙に返還しないものとする。

(設置費用等)

第5条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第6条 乙は、甲が発行する請求書に基づき、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、第3条、第6条に係る納入が、指定された期限までに納入されなかったときは、納入期限の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項本文の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲に支払わなければならない。

ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第8条 自販機の設置管理、故障等の対応、販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行わなければならない。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きをしなければならない。

3 自販機の故障、保守管理、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記しなければならない。

4 盗難事故や破損事故等による損害は、甲の責任によることが明らかな場合を除き、全て乙が負うこと。

(協力関係)

第9条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第10条 乙は、自販機で販売する商品について、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水など多種品、多目品により構成するよう努めることとする。ただし、酒類、麺類、カップ式飲料水及びその類似品は対象外とする。

2 販売品の構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第11条 乙は、自販機の販売価格については、応募申込書に添付した販売品目一覧表に記載された価格とし、これを変更する場合は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(1) 契約を取消されたとき。

(2) 本契約の条項に違反したとき。

(3) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(5) 第3条、第6条の規定による貸付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(契約解除による違約金)

第14条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として、第3条第2項に定める額の10%を支払うものとする。ただし、第13条第1項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、契約を取消した場合は、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第15条 乙は、甲が発行する請求書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第16条 乙は、各自販機において、販売品目ごとに毎月の売上本数、売上金額を翌月の20日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、自己の責任において速やかに原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第18条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号
千葉県道路公社
理事長 菰田直典

乙